

松江市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき実施する指導等（法第30条の3において準用する法第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等（以下「質問等」という。）及び各種指導等をいう。）及び法第58条の8から10までの規定に基づき実施する監査に関する基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指導等及び監査は、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(指導等及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導等及び監査の対象は法第30条の11第1項の確認をした次に掲げる特定子ども・子育て支援施設等とする。

- (1) 幼稚園（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。）
- (2) 認定こども園及び幼稚園で実施される法第7条第10項第5号の預かり保育事業
- (3) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- (4) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業
- (5) 認可外保育施設

(指導等方針)

第4条 指導等は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導形態等)

第5条 指導等の形態は、「集団指導」及び「実地指導」とし、原則として「集団指導」はこども政策課又は保育所幼稚園課、「実地指導」はこども政策課が実施するものとする。

(指導対象の選定)

第6条 指導等は全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に、定期的かつ計画的に実施する。

イ 運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる施設等を対象として実施する。

ウ その他特に実地による指導を要すると認める特定子ども・子育て支援施設等を対象に随時実施する。

(指導実施計画の策定)

第7条 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導等の実施に当たっては、前年度の指導等の状況等を踏まえて指導実施計画(以下「実施計画」という。)を策定する。

2 実施計画は、毎年度策定するものとする。

3 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施方針
- (2) 重点指導項目
- (3) 実地指導対象特定子ども・子育て支援施設等
- (4) 実施時期
- (5) その他必要な事項

(指導実施通知)

第8条 前条の規定により策定した実施計画に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対し、原則として指導等実施日の1ヶ月前までに文書により通知するものとする。

2 集団指導を実施する特定子ども・子育て支援施設等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 集団指導の日時及び場所
- (2) 指導内容
- (3) その他必要な事項

3 実地指導を実施する特定子ども・子育て支援施設等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 児童福祉施設等監査と併せて実施しない場合

- ア 実地指導の根拠規定
- イ 実地指導の日時及び場所
- ウ 実地指導を行う職員(以下「指導職員」という。)の所属及び職名並びに氏名
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等
- カ 必要に応じ、実地指導に同席する県の担当者の有無(幼稚園型認定こども園及び私立幼稚園に限る。)

(2) 児童福祉施設等監査と併せて実施する場合

児童福祉施設等監査の実施通知に、「実地指導の根拠規定」等を加える。

4 事前通知を行うことによって指導等の目的を達成することが困難であると認められる場合は、通知を行わず指導等を実施することができるものとする。

(指導方法)

第9条 集団指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、その内容に

応じ、特定子ども・子育て支援施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施するものとする。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定子ども・子育て支援施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努める。

2 実地指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対して、関係書類を閲覧し、面談方式により実施するものとする。

3 前項の実地指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、直ちに監査を実施するものとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 前各号のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 9 第 1 項各号及び第 58 条の 10 第 1 項各号に該当することが疑われる場合

(実地指導体制)

第 10 条 実地指導は、2 名以上（児童福祉施設等監査と併せて実施する場合は、併せて 2 名以上）の職員で実施するものとする。

(実地指導後の措置)

第 11 条 指導職員は、実地指導後、特定子ども・子育て支援施設等に対し、指導結果について講評を行い、改善を要すると認められた事項については、所要の改善を行うよう指導を行うものとする。

2 指導職員は、実地指導後、速やかに、特定子ども・子育て支援施設等の問題点等を明確にした上で復命するものとする。

3 指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって通知を行うものとする。

4 改善を要すると認められた事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）を報告させ、挙証資料等により確認するものとする。

5 指導結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況等の確認を行うため、「社会福祉法人等指導・監査改善状況管理台帳」に記載するものとする。

6 児童福祉施設等監査と併せて実施する場合は、第 1 項から第 5 項までの規定については、児童福祉施設等監査に併せて実施する。

(監査方針)

第 12 条 監査は、特定子ども・子育て支援施設等において、第 9 条第 3 項各号に係る情報があり、特に必要があると認められる場合及び第 9 条第 3 項に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査実施通知)

第 13 条 監査（第 9 条第 3 項に係る実地指導中に確認監査に移行した場合を除く。）を実施する特定子ども・子育て支援施設等に対し、通知する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 児童福祉施設等監査と併せて実施しない場合

- ア 監査の根拠規定
- イ 監査の日時及び場所
- ウ 監査を行う職員(以下「監査職員」という。)の所属及び職名並びに氏名
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等
- カ 必要に応じ、監査に同席する県の担当者の有無(幼稚園型認定こども園及び私立幼稚園に限る。)

(2) 児童福祉施設等監査と併せて実施する場合

児童福祉施設等監査の実施通知に、「監査の根拠規定」等を加える。

- 2 事前通知を行うことによって監査の目的を達成することが困難であると認められる場合は、通知を行わず監査を実施することができるものとする。

(監査方法)

第14条 違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第58条の8に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該監査職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(監査体制)

第15条 監査は、2名以上の職員(児童福祉施設等監査と併せて実施する場合は、併せて2名以上)で実施するものとし、原則として1名は、係長級以上の職にある者とする。

(監査後の措置)

第16条 監査職員は、監査後、速やかに、特定子ども・子育て支援施設等の問題点等を明確にした上で復命するものとする。

- 2 監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によって通知を行うものとする。
- 3 改善を要すると認められた事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)を報告させ、挙証資料等により確認するものとする。
- 4 監査結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況等の確認を行うため、「社会福祉法人等指導・監査改善状況管理台帳」に記載するものとする。
- 5 児童福祉施設等監査と併せて実施する場合は、第1項から第4項までの規定については、児童福祉施設等監査に併せて実施する。
- 6 監査の結果、違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第58条の9(勧告、命令等)、法第58条の10(確認の取消し等)の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。なお、「勧告」は、こども政策課、「命令」及び「確認の取消し等」はこども政策課又は保育所幼稚園課が行うものとする。

(1) 勧告

法第58条の9第1項各号に定める確認基準違反等が認められた場合、当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。勧告をした特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対し、

期限内に文書により報告を求めるものとする。

なお、これに従わなかったときは、法第 58 条の 9 第 4 項に基づきその旨を公表することができる。

(2) 命令

特定子ども・子育て支援施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 58 条の 9 第 5 項に基づき、当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。命令をした特定子ども・子育て支援施設等に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

なお、命令をしたときは、法第 58 条の 9 第 6 項に基づきその旨を公示するとともに、遅滞なく認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。

(3) 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第 58 条の 10 第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

確認の取消し等をしたときは、法第 58 条の 11 第 3 項の規定に基づき、その旨を公示する。

7 監査の結果、当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

（他の市町村との情報共有）

第 17 条 確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、第 9 条第 3 項に係る情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請する。

2 確認権限のある市として、前項の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行うこととする。

また、都道府県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行う。

（職員留意事項）

第 18 条 指導等及び監査を行う職員（以下「指導監査職員」という。）は、指導等及び監査の手順及び分担を定め効率的に行うように努めるほか指導等及び監査を受ける特定子ども・子育て支援施設等の業務に支障がないよう留意するものとする。

2 指導監査職員は、指導等及び監査に当たっては、市長が発行する身分証を携帯し、かつ関係者からの請求があるときには、これを提示し、常に穏健かつ冷静な言動と指導援助

的態度で接することにより特定子ども・子育て支援施設等の理解と協力が得られるように努めるものとする。

3 指導監査職員は、事実の認定及び事務処理の判断に当たっては、常に公平不偏の態度で臨むよう努めることとする。

(社会福祉法人等指導監査連絡会議)

第 19 条 この要綱に定める指導等及び監査に関する重要な事案等については、健康福祉部内に設置する「社会福祉法人等指導監査連絡会議」において審議するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。